



令和 8 年度の重点実施事項

品川労働基準監督署では、関係機関と連携を図りながら「働く人と職場の未来のために TOKYO2026」のスローガンのもと、労働者が安全で健康に働くことができる職場づくりをめざします。

○一般労働条件関係

- 1 長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止
- 2 中小企業等の事業場に対する丁寧な対応を含めた一般労働条件確保・改善対策
- 3 最低賃金の履行確保、賃上げ等に向けた環境整備等

○労働安全衛生関係

- 1 過重労働による健康障害防止対策の指導及び周知
- 2 死亡災害撲滅及び死傷災害の減少を目指した対策の推進
- 3 化学物質等による健康障害防止及び改正関係省令の周知
- 4 石綿による健康障害防止対策の強化
- 5 ストレスチェックをはじめとしたメンタルヘルス対策の指導強化
- 6 熱中症対策における暑熱時期前からの取組みの定着
- 7 事業場内における自主的な安全衛生管理活動の取組み強化を図るため、各種管理者の選任率向上への取組み
- 8 各種健診報告等の提出率向上
- 9 改正労働安全衛生法等の円滑な施行

○労災保険関係

- 1 労災保険給付の迅速・適正な処理

管内概況

品川労働基準監督署は品川区と目黒区を管轄しています

品川区

品川区は、電機・機械分野で高い技術力を誇る工業集積地として発展しましたが、現在は製造業の労働者数の割合は5%に過ぎず、第3次産業の割合が適用事業場数、従事労働者数ともに全体の8割以上を占めるなど産業構造が大きく変わっています。品川駅・大崎駅・五反田駅周辺には、高層オフィスビルや再開発エリアが広がり、IT関連企業やスタートアップ企業などが集積しています。また、臨海部や大井町・八潮エリアなどには、製造業や物流関連施設、倉庫、工場なども立地しており、多摩川・東京湾沿いの工業地帯として発展してきた歴史を今でも引き継いでいます。

目黒区

目黒区は、住宅地・商業地が混在する区で、第三次産業中心の産業構造になっています。中目黒・自由が丘・学芸大学などを中心に、飲食店、小売業、美容業などのサービス業が多く存在し、人気のエリアとなっています。また、住宅地として人気が高いこともあり、生活関連サービス業や教育、医療・福祉分野の事業場もまとまって存在しています。

	品川区	目黒区	合計
適用事業場	17,585 事業場	11,338 事業場	28,923 事業場
適用労働者数	420,192 人	135,807 人	555,999 人
面積	22.84km ²	14.67 km ²	37.51km ²
人口	415,849 人	282,526 人	698,375 人

(令和 6 年経済センサス活動調査報告)

(人口は令和 8 年 3 月 1 日現在)

令和 8 年度 重点実施事項の具体的取組み

1 一般労働条件関係

(1) 長時間労働の抑及び過重労働による健康障害防止に向けた監督指導等

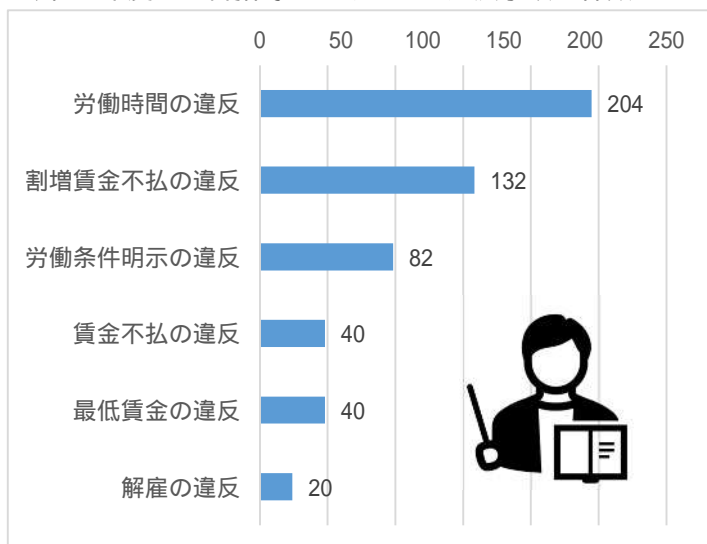
長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害を防止するため、各種情報から時間外・休日労働時間が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場や長時間にわたる過重な労働による過労死に係る労災請求が行われた事業場に対して、引き続き監督指導を実施します。

(2) 中小企業等の事業場に対する丁寧な対応を含めた一般労働条件確保・改善対策

時間外労働の上限規制への対応を含む労働時間の縮減等に取り組む中小企業・小規模事業者に対し、相談対応のほか、説明会の開催や個別訪問による支援など、事業者等に寄り添った丁寧な支援を実施します。

(3) 一般労働条件を確保するための監督指導等の取組み状況

令和7年度の監督指導における主な違反事項の件数



違反事項の概要

【1位】労働時間の違反

「労働時間の違反」は、36協定や法定の上限を超える時間まで労働させたものです。法定の上限時間超となる(時間外+休日労働)月100時間以上又は複数月80時間を超えて労働させた違反が約1/4を占めています。

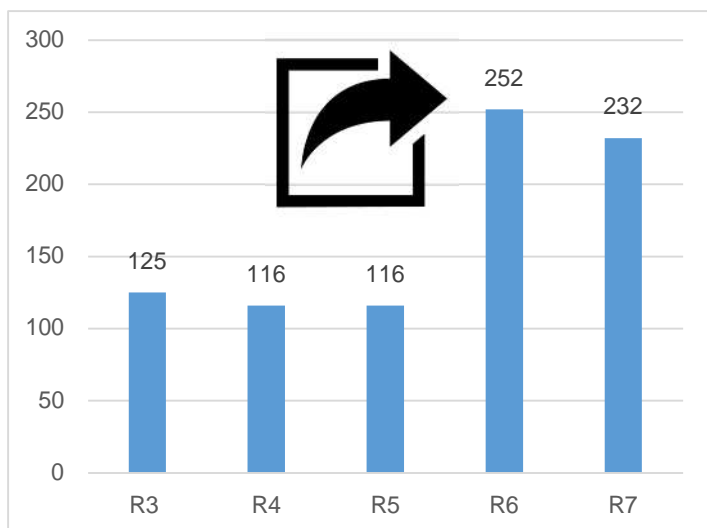
【2位】割増賃金不払の違反

「割増賃金不払の違反」は、労働者に時間外や深夜の割増賃金を支払っていませんでした。

【3位】労働条件明示の違反

「労働条件明示の違反」は、雇入れ時に労働条件を明示していない又は書面による明示義務を満たしていないものです。

申告受理件数の推移



申告受理の概要

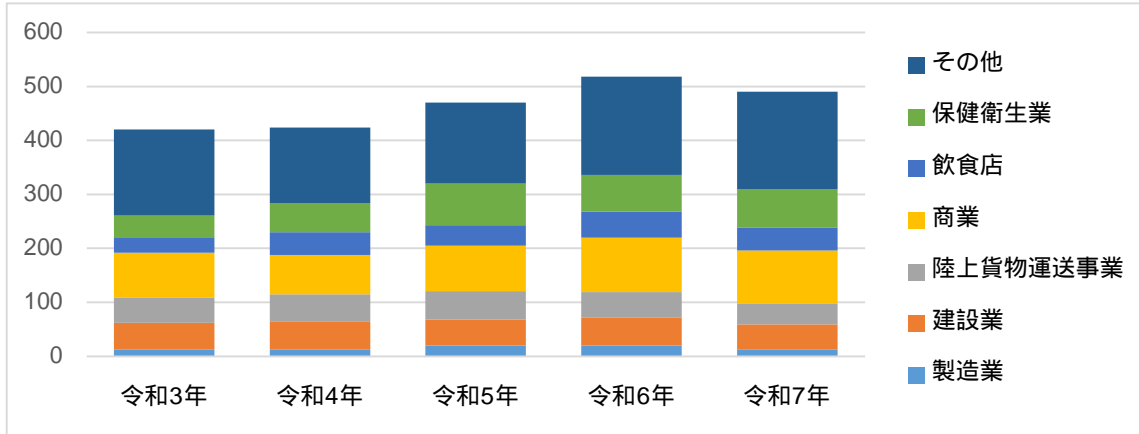
労働基準法等の違反の是正を求める労働者からの申出を受けて監督署が調査等処理を行った「申告」事案の新規受理件数は、令和6年に前年比で倍増し、令和7年も高止まりしています。

令和7年の申告事案を内容別にみると、賃金不払の申告(86.2%)が大半を占め、次いで解雇の申告(10.3%)となっています。

2 安全・健康に働ける職場の確保のために

第14次東京労働局労働災害防止計画に基づき、建設業や第三次産業をはじめとした労働災害防止対策、メンタルヘルス、健康確保対策等を一層推進します。

品川労働基準監督署管内 災害の推移（出典・労働者死傷病報告（休業4日以上））

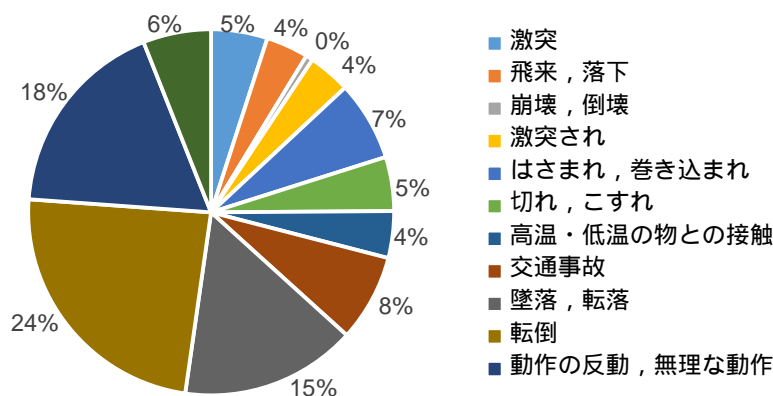


	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
製造業	13	13	20	20	12
建設業	49	51	48	52	47
陸上貨物運送事業	31	40	47	40	38
商業	84	73	87	101	99
飲食店	27	42	38	48	43
保健衛生業	42	53	77	68	71
その他	174	152	156	189	180
合計	420	424	473	518	490

単位：人 令和3年～6年は確定値、令和7年は令和8年3月末現在の速報値 新型コロナウイルス感染症り患によるものを除く。

令和7年の休業災害を業種別に見ると、**商業**が最も多く（全体の約20%）、次いで、**保健衛生業**（病院、社会福祉施設等）、**建設業**が多くなっています。

令和7年事故型別死傷災害の割合



最も多く発生しているのは「転倒」、次に多く発生しているのは「動作の反動、無理な動作」（腰痛等を含む）となっており、労働者の作業行動を起因とした行動災害が全体の約4割を占めています。重篤な災害になりやすい「墜落、転落」も行動災害に次いで多く発生しています。

1 4次労働災害防止計画（4年目）に基づく取り組みの推進

- 1 過重労働による健康障害防止対策の指導
- 2 死亡災害撲滅及び死傷災害の減少
- 3 化学物質による健康障害防止対策（化学物質に関連する改正労働安全衛生規則の周知徹底）
- 4 石綿による健康障害防止対策の強化
- 5 ストレスチェックをはじめとしたメンタルヘルス対策の指導強化
- 6 腰痛、熱中症等の職業性疾病にかかる指導強化
- 7 事業場内における自主的な安全衛生管理活動の取り組みの活性化（管理体制の整備）

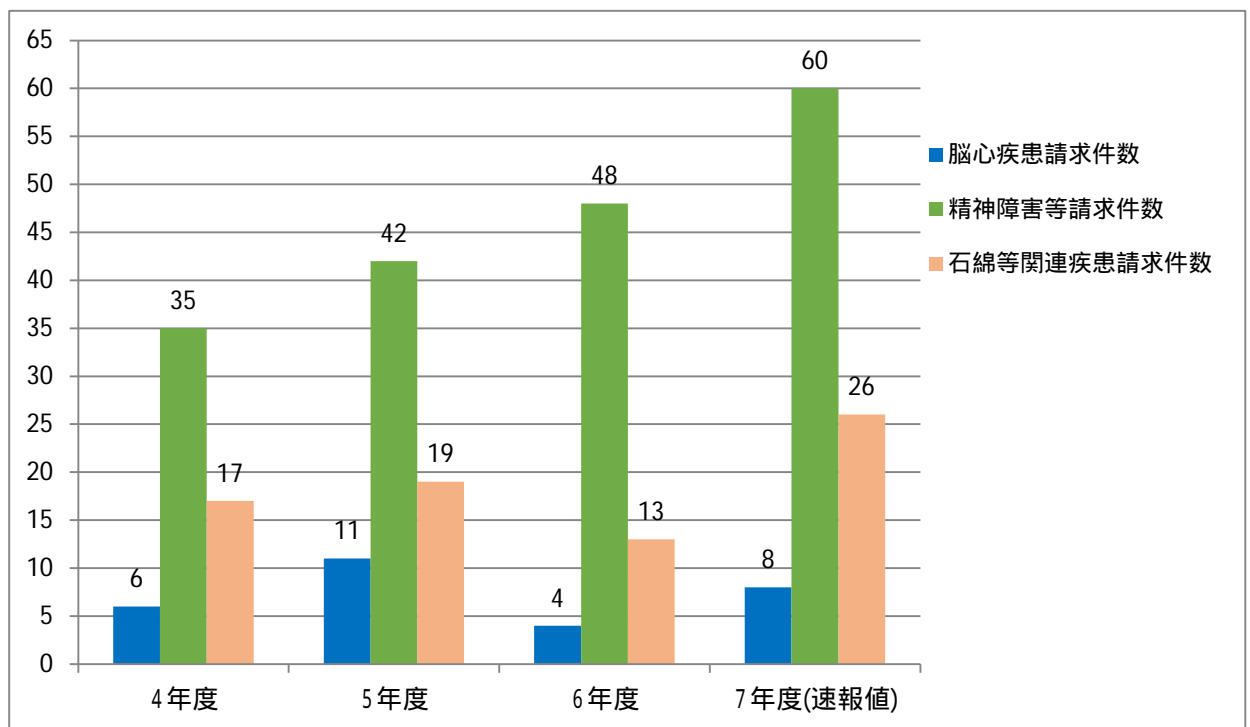
3 働く人のセーフティネット 労災保険

労災保険は、業務上災害や通勤災害などで被災した労働者やその家族の生活を補償することを目的とし、労働者が安心して治療に専念し、早期に職場復帰ができることを目指す制度です。

そのため、主に次の事項について、積極的に取り組みます。

迅速かつ公正な保険給付を行うための事務処理の徹底
過労死等事案などの的確な労災認定
労働保険の未手続き事業一掃対策の推進
労働保険料及び一般拠出金の適正徴収

業務上疾病請求件数



品川労働基準監督署

〒141-0021

品川区上大崎 3-13-26

TEL(ダイヤルイン)

方面 03-3443-5742

安全衛生課 03-3443-5743

労災課 03-3443-5744

